

# 「多言語観光ガイドブック（紙媒体及びデジタルブック）」制作業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

「多言語観光ガイドブック」制作業務委託

## 2 委託期間

契約締結の日から平成29年2月17日（金）まで

## 3 委託業務の目的

山形県置賜地域の魅力を国内外に広くPRするための多言語による観光ガイドブックを制作し、ホームページや国内外の観光プロモーション活動等に活用し、国内・海外からの観光誘客促進を図ることを目的とする。

## 4 委託業務の内容

観光ガイドブックの企画及び制作に関する全ての業務一式（キャッチコピー作成、レイアウト、撮影・素材収集等）

## 5 規格等

企画提案競争での企画提案書を基本とするが、山形おきたま観光協議会事務局（以下「協議会」という。）との打合せのうえで、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

### (1) 基本的事項

[制作方針]

山形おきたま観光協議会が保有する「山形おきたま満喫旅ガイド」を基に、多言語による観光ガイドブックを制作し、広く置賜の魅力をPRする。また、掲載施設（スポット）についてはQRコードを活用する等によりそれぞれのHPに誘導する仕組みを設けWebと連動したガイドブックとすることでそれぞれのホームページの多言語化の需要を喚起し、民間施設も巻き込んだ受入基盤の整備を促すものとする。

- ① 本ガイドブックにおける主たるターゲットは、主に訪日旅行に関心がある外国人を対象とする。とりわけ台湾、中国（香港）等の東アジア諸国や東南アジア諸国の在住者を意識した内容とすること。
- ② 単に、現行の日本語版「山形おきたま満喫旅ガイド」を翻訳したものではないこと。
- ③ 取り上げる観光資源等に地域的な偏りがないこと。
- ④ 魅力的な画像を多く使用すること。
- ⑤ 使用する画像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

### (2) 制作物

次の2種類の媒体を制作する。

ア 紙媒体

- (a) 制作部数は、英語版15,000部、中国語（繁体字版）15,000部、合計30,000部とする。
- (b) QRコードを活用するなど、Webとの連動（スマートフォン等のアプリケーションを活用）を行い、閲覧者を各観光施設のホームページに誘導することを意図したものとする。
- (c) 連動する各観光施設ホームページのQRコード表示等に係る許可は受託者の責任におい

て行うこと。

#### イ デジタルブック

(a) 別途制作する置賜観光ポータルサイト上よりPDF形式によりダウンロードが出来るようにするものとする。

#### (3) 使用する映像、画像の調達等

##### ① ロケによる撮影

必要に応じて、受託者の判断で新規に現場撮影を行っても差し支えない。ただし、この場合の経費は、受託者の負担とする。

##### ② 協議会が保有する「山形おきたま満喫旅ガイド」の編集用データ一式を受託者に貸与する。

#### (4) その他

本業務は、外国人向けにインパクトのある「多言語観光ガイドブック」の制作が主目的であるため、上記規格の不備により目的を達成できない場合は、撮影・編集のやり直しを指示する場合がありますので留意すること。

## 6 活用シーン

- (1) 置賜観光ポータルサイトなどのホームページ上での公開
- (2) FIT（海外個人旅行）向けに各地の道の駅などをはじめとした観光立寄施設での配布
- (3) 旅行代理店、旅行雑誌、メディア関係者等への素材提供
- (4) その他、協議会で使用するほか、各市町・観光協会でも幅広く活用 など

## 7 著作権

- (1) 納品された制作物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は米沢市に帰属する。また、成果品は、協議会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、行事イベント、旅行会社への販促等に無償で随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (2) 本件業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、協議会は責任を負わない。
- (3) また、本件業務の実施においてタレント、キャラクター等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降（平成28年度以降）経費が発生する場合、協議会は負担しないものとする。

## 8 成果品

#### (1) 紙媒体

- ① 英語版15,000部、中国語（繁体字版）15,000部、合計30,000部とする。

#### (2) デジタルブック

- ① USB媒体及びCD-Rに格納したマスターデータ（PDF形式）各1本とする。
- ② CD-Rディスクには盤面印刷を施すこと。また、トールケースデザインジャケットの装丁を施すこと。

## 9 成果品の納入場所及び納入期限

- (1) 納品前に、最低1回協議会事務局職員の同席のもとプレビューを行うこと。
- (2) 協議会に、平成29年2月17日（金）までに納入すること。

## 10 その他

- (1) 協議会と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者との協議により決定する。協議の成  
立が困難な場合は、委託者側の解釈による。